

令和3年度第2回狭山市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和3年10月4日（月）
午後1時30分から午後2時35分まで
開催場所 入曽地域交流センター 大ホール
出席者 登坂委員、吉田委員、加藤委員、高木委員、廣澤委員、菅井委員
綾野委員、奥野委員、莊司委員、矢田部委員、後藤委員、高橋委員
松村委員
欠席者 菊池委員、小島委員、釣委員、田村委員、町田委員
事務局 西澤長寿健康部長、五十嵐長寿健康部次長、關根保険年金課長
岩田主幹、鈴木主査、齊藤主査、真坂主任
傍聴者 0名

会長 会議録の署名委員については、1号委員の加藤委員と3号委員の莊司委員にお願いしたいと思います。

議事

(1) 狭山市国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改定について

会長 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和3年9月1日付けで狭山市長から当協議会に諮問がなされました。改めて、事務局の方から説明をお願いします。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

事務局 事前にいただいた質問がございますので回答いたします。
一つ目に、改定により年収でいくら位から負担の増減が変わるのか、というご質問につきましては、均等割りが上がることにより基本的には全員上がりますが、医療分と支援金分の所得割の税率が引き下がっていることから、均等割の増額分より所得割の減

額分が上回っている場合は、税額が下がります。

続きまして、赤字（法定外一般会計繰入金）の解消及び国保税賦課方式の統一に向けた国保税率及び賦課限度額改定はやむを得ないと考えるが、更なる赤字削減のため、収納率の向上及び医療費適正化の取り組みを着実に進めていただきたいというご意見ですが、収納率向上対策といたしましては、新たに令和3年2月よりモバイルレジ、モバイルクレジットがスタートしましたので、その周知と引き続き徴収嘱託員を活用し、収納率の向上に努めてまいります。また、歯科健診やジェネリック医薬品の利用差額通知、健康相談等訪問指導事業等により、医療費の適正化に繋がるよう努めてまいります。

以上がご質問に対する回答でございます。

会 長 説明が終わりましたので、ただいまの説明及び質問に対する回答につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。

委 員 一般会計からのその他繰入金がなぜ問題となっているか、また、一般会計と国保特別会計の具体的な違いについて説明をいただきたい。

事務局 一般会計からの繰入れは、国民健康保険加入者以外の方からご負担をいただいている税金を繰り入れて使うことになるため、社会保険等の加入者にとっては二重の負担になってしまいます。県内でもその他繰入金をなくしている自治体が増えている中で、本市においても以前から解消するよう要望があり、解消に努めてまいりましたが、なかなか達成できない状況でありました。国民健康保険特別会計の中でやり繰りすることが本来の姿であることから、税率改定等によりその他繰入金を減らしていきたいと考えております。

委 員 本来であれば、一般会計の事業に充てられる予算が国保特別会計に回っているということか。国保は制度上大変厳しい財政基盤

の上に成り立っていながらも、そこを問題視してその他繰入金を減らしていくという解釈でよいか。

事務局 そのとおりでございます。

委員 自治体によってはその他繰入を行っていないとのことだが、その自治体との特別な違いというのは何かあるのか。

事務局 元々財政調整基金を多く保有していて、それを取り崩している自治体もあれば、税率を頻繁に改正することでその他繰入を行わないようにしている自治体もあるなど、対応方法は自治体によって異なっています。

委員 市民の20%が国保加入者であるから、その他繰入金については全員が二重負担しているという訳ではないと思うので、そのあたりを説明した方が良いと思う。

また、今回示している改定は負担感が大きいように見えるが、これによりどれくらい一般会計からの繰入が減るのか。

事務局 資料2では、令和4年度・5年度の一般会計繰入金をそれぞれ10億円と見込んでおりますが、今後1年置きに税率を見直ししていく中で、実状に合わせた改定をしていきたいと考えており、税率改定の仕方によっては予定よりも繰入額が減る可能性もあります。

委員 今回の税制改定は中長期の財政収支の見通しが難しいことから、2年分の短期の歳入不足解消の改定となっているが、9年度に予定されている2方式へどのようなつながりを持たせているのか、どうつなげていくのか中長期の計画はあるのか。また、2方式への移行のための今回の税制改革は、どう位置付けられているのか。

事務局 低所得者への影響が大きい均等割、平等割につきましては、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響に配慮し、均等割の引き上げ額をできるだけ少額とし、また、平等割を据え置くこととし、所得割・均等割が大幅な引き上げとならないようにしました。埼玉県国民健康保険運営方針では、県内市町村において、令和8年度を目標に法定外の一般会計繰入金を解消し、令和9年度を目標に賦課方式を2方式へ統一することとしております。

このことから、改めて税率改定を行い、歳入の確保による赤字分の削減を図るとともに、今後は1年置きに税率等の見直しを行い、最終的には県が目指している統一項目に移行していくこととします。

委員 低所得者への影響を配慮し、均等割の引き上げ額を少額とし、平等割を据え置くとのことだが、今回の税制改定で最も影響を受けるのはどんな層の人で、どのくらいの人が出て、引き上げ額はどのくらいになるのか。

事務局 国民健康保険税は、世帯の加入人数・所得金額等に応じて所得割等の税率・均等割税額等を算出しております。そのため、世帯の状況によって税額が様々なため、今回の税率改定で最も影響を受ける層や人数を特定するのは難しいところではありますが、今回の税率改定では医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の均等割が引き上がり、介護納付金分の所得割税率も引き上がるため、加入人数が多くなるほど引き上げ額は比例して大きくなり、40歳から64歳の介護分に該当する方の所得が大きくなるほど引き上げ額も比例して大きくなると想定されます。

会長 順番が前後しますが、まず、諮問書の2改定理由について、内容が重複している部分もございますが、ご質疑がありましたらお願いします。

委員 2方式へ移行する具体的な理由は。

事務局 資産割につきましては、居住市内の所有資産しか対象とならず不公平論があるほか、現在では所得を生まない自己居住の資産が多くなっております。

また、平等割につきましては、1世帯あたりの被保険者数の平均が2人以下である状況では、加入人数の多い世帯との不平等があるとも考えられます。

埼玉県国民健康保険運営方針では、令和9年度を目標に賦課方式の2方式化への統一を予定しており、令和3年度時点の県内において、約65%の市町村が2方式を採用しております。

以上のことから、狭山市でも2方式への移行を視野に、今回の改正案といたしました。

会長 次に、諮問書の1国民健康保険税の税率等改定について（1）医療給付費分について、ご質疑はございますか。

－ 質疑なし －

会長 次に、（2）後期高齢者支援金等分と（3）介護納付金分について、ご質疑はございますか。

委員 後期高齢者支援金等分と介護分は、どのような性質をもとに設定されているのか。

事務局 まず、後期高齢者支援金等分につきましては、75歳以上が加入する後期高齢者医療保険の保険料だけでは運営が厳しいことから、国民健康保険から拠出しているものであります。金額につきましては、埼玉県内で必要となる全体の額を、各市町村の年齢層や医療費水準、所得水準に応じて按分された額となっており、この額によって後期高齢者支援金等分の税率が設定されるものであります。

介護納付金分につきましては、現在介護保険給付費が90億円以上となっており、埼玉県全体においても費用が大きくなってお

ります。介護納付金分の税率は、後期高齢者支援金等分と同様に、埼玉県全体の介護費用を各市町村に按分した額をもとに算出したものであります。

なお、今回改正案として示した税率は、県が示す標準保険税率を使用しておりますが、標準保険税率はその他繰入金を考慮せずに算出したものであり、狭山市の税収等だけで歳出を賄うために必要な税率であります。現在は4方式であります。2方式化を進める中で標準保険税率に合わせていく形で改正を進めていきたいと思っております。

会 長 他にご質疑がないようなので、終了とさせていただきます。

本日、皆さまから頂いたご意見は事務局とともに取りまとめ、次回皆さまのご意見をいただいた後に、「狭山市国民健康保険税条例の一部を改正することについて」の答申を決定したいと思います。

議 事

(2) その他

次回開催日程等について、事務局より説明。

会 長 以上で議事を終了いたします。ありがとうございました。